

## 建築物耐震診断判定特別委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般法人埼玉県建築士事務所協会及びその会員が、既存建築物（公共・民間を問わず）の耐震性能を把握するための耐震診断を行った場合、その診断判定が適正か否かを判定するために設けるものであり、診断結果の妥当性、統一性、均一性を図ることを目的として、社団法人埼玉県建築士事務所協会（以下「本会」という。）内に建築物耐震診断判定特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、運営することを目的とする。

### (事業)

第2条 既存建築物の耐震性の判定の申し込みがあった場合、委員会を開催し、必要な検討を行った判定を行う。ただし、紛争・訴訟等に関する案件は取り扱わないものとする。

### (組織及び委員の名簿)

第3条 委員会の委員は、大学教授の学識経験者・関係識者のほか、本会正会員をもって構成し、その数は10名内外とする。また耐震診断発注者サイドにおいて必要と認める場合は、この委員会に特別委員として会議に参加し、意見を述べることができる。

- 2 委員会の委員は、本会の会長が委嘱する。
- 3 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとし、委員長及び副委員長は、大学教授等の学識経験者とする。
- 4 委員会の組織及び委員の名簿は、別表1のとおりとする。
- 5 埼玉県県営住宅にかかる耐震診断判定委員の名簿は、別表2のとおりとする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現在の委員の残任期間とする。

### (委員会の開催)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集することができる。

- 2 委員会の開催通知は、本会の事務局（以下「事務局」という。）において行う。

### (判定基準)

第6条 既存建築物の耐震性の判定は、（財）日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」その他建設省等

関係機関において決められた関連基準に基づいて行う。

(判定に関する検討事項)

第7条 委員会は、委員長が議長となり、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 既存建築物等資料の内容に関する事項
- (2) 耐震診断判定資料の内容に関する事項
- (3) 現地調査に関する事項
- (4) その他関連する必要事項

(判定の申込み)

第8条 既存建築物の耐震性の判定の申込みは、所定の用紙に記入のうえ、次の資料を添えて提出する。

- 一 申込書（書式1） 1部
- 二 既存建築物等資料（設計図書、構造計算書、確認通知書、検査済証等）  
1式
- 三 耐震診断資料（耐震診断調査報告書、構造計算書、材料試験結果表、  
現況調査書等）

(作業部会)

第9条 委員会における検討を補佐し、整理するため、作業部会を設置する。

作業部会は、委員長が必要と認めた場合は、その指示により活動を行う。

この場合第3条の規程同様、発注者サイドより特別作業部員として、会議に参加し意見を述べることができる。

- 2 作業部会は、別紙2に掲げる作業部会長及び作業部会員をもって構成する。
- 3 作業部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 作業部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(受付)

第10条 第8条に示す申込書の受付けは、事務局において行う。

- 2 事務局は、提出された資料を確認のうえ受理し、その旨を委員長に連絡する。

(業務の報告)

第11条 委員会は、業務終了後速やかに耐震診断判定結果を報告書（書式2）により申込者に報告する。

- 2 前項の報告書は、本会に1部控を保存し、提出された資料等は、申込者に返却する。この場合、判定に関連した資料には委員会印を捺印する。
- 3 提出された耐震診断資料が判定基準に合格したときは、その内容を第1項の報告書に示す。

(守秘義務)

第12条 委員会の委員は、検討事項に関連して知り得た資料、知識等を委員会の承認なしに第三者に漏洩、公表または、活用してはならない。

(記録)

第13条 委員会は、委員会業務の記録を行い、事務局がこれを保管する。

(経費の支弁)

第14条 この規程による判定に要する経費は、原則として、申込者により支払われる判定費用及びその他の収入により支弁する。

(会計)

第15条 判定費用の請求、受領及びその他の必要な会計事務は、事務局において行う。

2 委員長は、第13条に示す経費の支弁と及び判定費用の査定等の管理を行うために、会計担当委員を定めることができる。

3 会計担当委員は判定案件ごとに会計報告を事務局に提出する。

(事業年度)

第16条 委員会の事業年度は、1年間とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規程の変更)

第17条 この規程の変更は、理事会の承認を得る。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、定款改正の認可のあった日（平成25年4月1日）から施行する。

書式 1 耐震診断判定業務申込書（略）

書式 2 耐震診断判定結果報告書（略）